

参考 - 2 湿原利用小委員会の目的、設立趣旨

参考-2 湿原利用小委員会の目的、設立趣旨

(1) 開催の目的

- 釧路湿原利用全般（カヌー、釣り、散策、景観等）と湿原保全・管理のあり方について意見交換を行い、釧路湿原の河川環境保全・管理に関する検討を行う必要がある。
- 釧路湿原の適正な保全・管理の実現のためには、利用面（湿原を観光や自然教育の場として利用）からもきめ細かく対応していくことが不可欠である。また、湿原の優れた自然環境を損なわないように保全を図るとともに、適正な利用を進めることは湿原保全の意識を高めることにもつながる。そこで、地域住民、利用者、関係自治体、河川管理者、公園管理者が日頃から十分なコミュニケーションを図り、緊密な連携・協調に努め、協力関係を築き、具体的に行動することが求められる。（利用面からのパートナーシップの構築）

(2) 設立趣旨

- 釧路湿原における河川環境の適正な保全・管理の実現のためには、湿原の観光や自然教育の場などの利用面についての配慮も不可欠である。
- 釧路湿原の優れた自然環境の保全を図るとともに、適正な利用を進めることは湿原保全の意識の高揚にもつながる。
- 釧路湿原の適正な利用を進めるため、地域住民、利用者、関係機関、公園管理者、河川管理者との緊密な連携と協力、具体的な行動が求められている。
- 釧路湿原の様々な利用と湿原保全・管理のあり方について意見交換を行い、利用面からみた釧路湿原の河川環境保全・管理に関する提言を行うものである。

(3) 会の基本的な考え方

- **各利用者の多様なかかわりを再認識する場である。**

多様な価値観を持つ様々な利用者が、湿原の保全・管理にかかわってくることを利用者、管理者がともに認識する場（共通認識の場）とする。

- **情報を共有しお互いを理解する場である。**

各利用者は湿原に対する様々な価値観を持っている。お互いに情報を交換し、共通の情報（共通認識）として共有し、議論することが必要である。

- **利用と保全との合意形成のプロセスが重要である。**

関係者に合意形成のプロセス（各委員は、地元や利用団体・業者の調整役）を明らかにし、意思決定が誰によってどこでどのようなようになされるかをきちんと情報公開することが重要である。

(4) 会で議論する範囲

- 湿原利用や保全・管理に関する事項等、様々な情報の提供手段
- 釧路湿原を知り、湿原に学ぶことができる機会の提供方法
- 「湿原利用小委員会」の運営のあり方や議論の仕方・場などについてのルールづくり
- 望ましい釧路湿原利用のあり方
- 利用と保全についての合意形成や意思決定の仕組みづくり
- 釧路湿原の保全・管理の一部を担う仕組みづくり（ルールづくり、ルールを守る取り組み）